

アレルギーをもつ児童への対応について

1 確実な実態把握

- 前年度末にアレルギー調査を実施する。
- 各担任は、家庭訪問時に保健調査票を用いて、アレルギー詳細について実態把握する。
- 転入生は、転入時にアレルギー調査を実施する。
- アレルギーの原因食品に追加や変更があった場合、保護者や担任、給食センターで共通理解が図れるように、書面で情報交換を行う。

2 安心・安全な対応食の実施

- アレルギー原因食品を給食センター（栄養教諭）へ連絡し、共通理解をする。
- アレルギー除去食・代替食がある日は、アレルギー表（ピンク色）で確認を行い、確実に対象児童に配膳されるようにする。
- 担任（最後に児童に配膳する人）はアレルギー表に配膳時間を記入する。
- 対象児童がいる教室、コンテナ室、職員室にアレルギー原因食品に色がついている献立表を掲示し、共通理解を図る。

《アレルギー原因食物を摂取してしまった時の緊急性の判断と対応》

全身症状	呼吸器症状	消化器症状
○ ぐったり	○ のどや胸が締め付けられる	○ 持続する腹痛
○ 意識朦朧	○ 声がかすれる	○ 繰り返しの嘔吐
○ 便失禁・尿失禁	○ 犬が吠えるような咳	
○ 不整脈	○ 持続する咳き込み	
○ 唇や爪が青白い	○ ゼーゼーする呼吸	

ひとつでもあてはまる場合



- 1 ただちにエピペンを使用する。
 - 2 救急車を要請する。
 - 3 その場で安静にする。立たせたり、歩かせたりしない。
 - 4 その場で救急隊を待つ。
 - 5 可能なら、内服薬を飲ませる。
- ※ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生をおこなう。

ない場合



- 1 内服薬を飲ませる。
- 2 保健室または安静にできる場所へ移動する。
- 3 5分ごとに症状を観察し、緊急性の高いアレルギー症状の出現に注意する。



- 吐き気や嘔吐がある場合
嘔吐物による窒息を防ぐために、顔と体を横に向ける。



- ぐったりと意識朦朧な場合
血圧低下している可能性があるため、仰向けで足を15cm～30cm高くする。